

## マネージメント規約

マネージメント規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ENLOOP(以下「当社」といいます。)と、サービスソフトウェア及びサービスウェブサイト(以下「配信アプリ」といいます。)にて配信を行う者(以下「配信者」といいます。)との間に適用される契約関係を定めるものとなります。

### 第1節 総則

#### 第1条(効力)

1. 本規約は、配信者に適用される報酬テーブルが変更された場合であっても、配信者と当社が書面又は電磁的方法による通知をもって明示的に本規約の内容を排除又は変更しない限り、当社と配信者に対して効力を有し、当社と配信者の契約関係を規律するものとします。
2. 当社は、本規約又は当社が配信者に対して要求した書面につき、これを配信者が当社所定の方式にしたがって提出しない限り、本契約に定めるいかなる義務(時間報酬及び成功報酬を含む当社が配信者に対して負う一切の支払義務を含む。)も負わないものとします。
3. 契約期間は、申込日から1年とします。また更新月の前月末日までに双方から提案が無い場合は自動更新します。
4. 配信アプリを提供している株式会社ディー・エヌ・エー(本社:東京都渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ)がウェブサイト上で掲載するPococha会員規約(<https://www.pococha.com/support/terms-of-use-v3>)及び関連する利用規約は、本規約の一部を構成します。
5. 本規約の内容と、前項の定める規約の説明等とが異なる場合は、本契約の規定が優先して適用されます。

### 第2節 配信方法

#### 第2条(規範)

1. 配信者は、配信アプリが配信者と視聴者の相互交流を重視することを十分に理解し、視聴者と積極的に交流を図るものとします。
2. 配信者は、配信を行うにあたり、Facebook、Instagram、twitter等のSNSアカウントで、配信を行うことを予告するなどし、自らの配信の視聴者獲得に努めるものとします。
3. 配信者は、配信アプリにて配信するにあたっては、関係諸法令(法律、施行令、施行規則、ガイドラインを含むがこれに限らない。)を遵守するほか、利用規約を遵守するものとします。
4. 配信者は、前3項に定める場合のほか、当社所定の注意事項、当社が配信アプリの健全性を維持するために特に要求した事項(当社又は当社指定の第三者による研修又は個別説明で行われた場合を含む。)その他本契約の一切を遵守して配信するものとします。
5. 配信者は、所得税法120条に定める確定所得申告をしなければならないときは、各自で管轄の税務署長に対して申告書を提出することをここに確認します。

### 第3節 配信条件

#### 第3条(独占契約)

1. 当社の事前の書面による承諾を得ない限り、別のエージェントへの登録(移籍)をして配信を行ってはならず、当社においてのみ、配信を行わなくてはなりません。
2. 配信者は、本契約を申し込んだことにより、契約期間中、当社の所属を解除してプラットフォームとの直接の契約やフリー(個人)でのライブ配信を行うことができません。

#### 第4条(配信時間)

1. 配信者は、労働基準法その他の労働法令(条例、規則、政令、ガイドラインを含む。)を遵守し、当該法令が要求する手続を行い、当該法令が認める範囲でのみ、配信するものとします。
2. 配信者は、当社の求めがある場合、前項に定める法令の遵守状況を示す書面を提出するものとします。

#### 第5条(違反措置)

本規約に基づいて当社が配信者に告知、連絡又は指示した事項、利用規約、その他配信者と当社が合意した事項に配信者が違反した場合、当社は、自由な裁量によって、配信者に対する配信対価を過去に遡って若しくは将来に向かって支払わないことができるものとし、また、配信者に警告を行い、配信者との契約関係を解消し、配信者の配信を停止し、又は、配信条件を、配信者に対する補償なく変更することができるものとします。

#### 第6条(配信者の通知義務)

1. 配信者は、配信者が当社に通知した事項の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに当社に通知するとともに、当社所定の書式により、変更後の内容が記載された書面を提出しなくてはなりません。
2. 配信者が前項の通知を怠った場合、当社はこれに起因する一切の事項(配信対価の支払遅延を含む。)から免責されるものとします。
3. 配信者は、自らが行う配信に影響を生じる恐れのある事態が起きた場合、速やかに、当社に対して連絡を行うものとします。

#### 第7条(著作権の帰属)

1. 本規約に基づき配信者が配信した結果、発生した著作権および及びその他の無体財産権は、すべて甲に帰属し、その権利は配信者から当社に無償で譲渡されるものとします。
2. 前項の権利には、著作権法第27条に定める「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利」および著作権法第28条に定める「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含むものとします。
3. 配信者は、当社および当社から権利を承継しまたは許諾された者に対して著作人格権を行使しないことに同意するものとします。

#### 第4節 支払方法

##### 第8条(報酬及び支払方法)

1. 当社は、配信対価を、月末締めにて、配信した月の翌月末日に配信者の指定する口座に支払うものとします。振込手数料は配信者の負担とします。
2. 当社は、本契約の定めに基づいて配信者の獲得した金額(ダイヤ)が10,000円(10,000ダイヤ)未満である場合、翌月に支払いを繰り越すものとする。
3. 報酬は別途甲乙の協議により定めるものとします。

##### 第9条(免責)

1. 当社は、配信者が獲得した株式会社ディー・エヌ・エーによる付与される換金可能なアイテムであるダイヤ(以下「ダイヤ」といいます。)に関して支払いを行うべき第三者がいる場合においてその第三者が支払いを行わない事態が生じた場合、又は、ダイヤの取得過程に不正行為があった場合(クレジットカードの不正盗難、無断利用若しくは暗証番号の不正取得があった場合を含む。)、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、配信対価の算定にあたって当該ダイヤを控除して計算できるものとします。また、配信者は、本項の定めによって清算が必要になった場合、当社の求めに応じて、必要な清算に協力するものとします。
2. 当社は、当社が配信者指定の方法によって支払い行った場合、当該支払が弁済受領権限を有しない者に対する場合(口座情報の誤り等を含む。)であっても、配信者に対する支払義務を免れるものとします。
3. 当社は、配信者が本契約に違反している場合、当該違反状態が解消されない限り、配信者に対して行うべき支払いを留保できるものとします。

##### 第10条(支払後手続)

当社と配信者は、公租公課の支払手続等に関しては、自らの責任と負担で実施するものとします。

##### 第11条(対価等の支払いに関する確認事項)

当社は、自らの合理的かつ自由な裁量に基づき、報酬テーブルを変更することができます。その場合、当社は、変更後の報酬テーブルの内容及び変更後の報酬テーブルの効力発生日その他の事項を、配信者に対して書面又は電磁的方法によって告知するものとし、効力発生日後の配信対価は、変更後の報酬テーブルに従って計算されるものとします。

#### 第5節 一般条項

##### 第12条(労務管理)

配信者は、当社の労務管理に服せず、自らの責任及び負担で、社会保険、任意保険その他の加入手続を行うものとします。

##### 第13条(権利義務等の譲渡禁止)

当社及び配信者は、事前に相手方の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位及び本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

#### 第14条(再委託の禁止)

1. 配信者は、当社の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合に限り、配信の一部を第三者に委託し、若しくは、第三者を配信に参加させることができるものとします。
2. 前項の定めに基づいて配信の一部を第三者に委託し、若しくは、第三者を配信に参加させる場合、配信者は、当該第三者に対し、本契約に定める配信者の義務と同等以上の義務を課すものとします。配信者は、万が一、当該第三者が本契約の定め違反した場合、当社からの同意の有無と関係なく、当該第三者の行為を自らの行為とみなし、当該第三者と連帯して、責任を負うものとします。

#### 第15条(解約)

1. 当社は、本契約の有効期間内にかかわらず、配信者が約定された方式で本契約を履行しない場合、配信者に対する通知後、ただちに、配信者に対する補償なく、本契約を終了することができるものとします。
2. 前項に基づいて本契約が終了した場合、当社は、原則として、配信者に対し、当該解約月にかかる配信対価を支払う義務を負わないものとします。
3. 当社は、第一項に定める事由が生じた場合、本契約に定められた契約条件(報酬の計算方法を含む。)を変更することができます。
4. 配信者は、当社の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく当社と配信者の契約関係を解約できないものとします。

#### 第16条(解除及び期限の利益喪失)

1. 当社及び配信は、相手方が本契約の条項の一に違反した場合、当該相手方に対して、相当期間を定めて違反の是正を催告し、当該違反が当該期間内に是正されなかった場合は、直ちに当社と配信者との間に成立した契約関係の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 当社及び配信者は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに当社と配信者との間に成立した契約関係の全部又は一部を解除することができるものとします。
  1. 手形、小切手の不渡り処分を受け、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  2. 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  3. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合
  4. 営業の廃止、又は合併によらず解散したとき
  5. 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、当社と配信者との間に成立した契約関係に定められた債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
  6. その他、前各号に準じる事由が生じたとき
3. 前2項の規定は、当社又の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
4. 当事者の一方に第2項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。
5. 配信者が当社と独占契約を締結している場合、配信者は、第1項及び第2項に定める場合を除き、本契約の有効期間満了前に本契約を解除することはできないものとします。
6. 当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに当社と配信者との間に成立した契約関係の全部又は一部を解除することができるものとします。
  1. 個人情報登録フォームに記載された電話番号又はメールアドレスに対して連絡をしたにもかかわらず、3か月間以上、連絡が取れない場合。

#### 第17条(損害賠償)

1. 当社及び配信者は、本契約の履行に関し、相手方(当社の関連会社を含む。)の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害の賠償(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を請求できるものとします。なお、配信者が契約に違反した場合、配信者は、違約金として、当社に対し、最大金30万円を支払うものとし、これを上回る損害が当社又は当社関連会社に発生した場合、超過額もまた賠償するものとします。
2. 当社及び配信者は、本契約の履行に関し、自らの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、自らの責任及び負担で解決するものとします。第三者に損害を与えた当事者は、相手方(当社の関連会社を含む。)に対し、何らの負担も求めないこととし、相手方(当社の関連会社を含む。)に損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を生じさせた場合、これを賠償するものとします。
3. 配信者は、本契約のいずれかに違反した場合、当社の定めるところに従い、損害回復のために必要な措置(当社の著作権、特許権、知的財産権、名誉権、パブリシティ権を侵害した場合における当該侵害の原因となった記事、投稿等の抹消を含む。)を、自らの責任及び負担で、講じるものとします。

## 第18条(秘密保持)

1. 本契約における秘密情報とは、本契約の存在及び内容、並びに本契約の契約期間中に開示された情報の一切をいうものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた当事者(以下「被開示者」という)が証明する情報は秘密情報にあたりませんものとします。

1. 開示の時点で公知又は既に被開示者が保有していた情報
  2. 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  3. 開示された情報によらず、被開示者が自ら独自に創出した情報
  4. 被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
2. 当社及び配信者は、相手方から開示された秘密情報を、善良な管理者の注意をもって、秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約の履行のために知る必要のある自己及び本規約に基づき当社が書面で承諾した再委託先の役員及び従業員以外の第三者に開示してはならず、また、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製及び使用してはならないものとします。ただし、当社及び配信者は、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求がある場合には、当該要求に応じて秘密情報を開示することができるものとしますが、この場合、被開示者は速やかに開示者に書面で通知し、開示者に対して異議申立等の機会を与えるものとします。なお、当社は、内部管理上必要な範囲に限り、秘密情報を当社の関係会社に対して、提供することができるものとします。
3. 当社及び配信者は、秘密情報を前項に基づき第三者に開示する場合、当該第三者に対し、本契約における自己の義務と同等の義務を負わせるものとし、かつ、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負うものとします。
4. 本条に定める被開示者の義務は、各秘密情報につきその受領から3年間存続するものとします。但し、情報の管理期間につき、法令に別段の定めがある場合、当該法令に従うものとします。

## 第19条(個人情報の取扱い)

配信者は、配信者が当社に対して提供した情報に個人情報が含まれる場合、当該個人情報の取得、利用、保管及び廃棄につき、個人情報保護法(法律、施行令、施行規則、ガイドラインを含む。以下、同じ。)を遵守し、当社所定のプライバシーポリシーに基づいて、当該個人情報を取り扱うことを承諾します。

## 第20条(反社会的勢力排除の表明及び保証)

1. 当社及び配信者は、自己(自己の役員・従業員を含む。以下同様)が、現在次の各号(以下各号に該当する者を「反社会的勢力」という)のいずれにも該当しないことを表明・保証し、将来においても反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
  2. 暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった時から5年を経過しない者
  3. 暴力団関係企業
  4. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  5. その他前第1号乃至第4号に準ずる団体又は個人
2. 当社及び配信者は、自己が、現在前条各号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・保証し、将来においてもかかる関係を有しないことを確約するものとします。
1. 反社会的勢力等によってその経営を支配される関係
  2. 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
  3. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関係
  4. その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 当社及び配信者は、自己が次の各号に該当する行為を一切行わないことを確約するものとします。
1. 暴力的な要求行為
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  3. 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
  5. その他前第1号乃至第4号に準ずる行為
4. 当社及び配信者は、自己が前3項のいずれかに違反した場合、相手方との間で締結している契約に基づいて発生する全ての債務について期限の利益を喪失するものとします。
5. 当社及び配信者は、相手方において第1項乃至第3項各項に反する事情がある場合又はそのおそれが高い場合には、何らの通知・催告を要さず、また、損害賠償責任を負うことなく、直ちに相手方との取引を停止し、これに関連する契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

6. 当社及び配信者は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、前項に基づく契約解除にかかわらず、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

#### 第21条(完全合意)

本規約は、本契約の対象となる事項に関する配信者と当社の合意のすべてであり、電子的、口頭、書面を問わず、本契約の対象となる事項に関する本規約締結以前の当社と配信者間における一切の合意、意思表示及び通知に取って代わるものとします。

#### 第22条(合意管轄)

本契約に関して生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第23条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

#### 第24条(協議事項)

本配信規約に定めのない事項又は本配信規約の条項の解釈に疑義が生じた場合、当社と配信者は、信義・誠実の原則に従って協議の上、円満な解決を図るものとします。

作成日:2020年11月4日

更新日:2021年3月8日